

平成31年2月14日

刑事局第三課裁判実績調査係

公職選挙法違反事件の統計報告について

平成6年10月27日付け最高裁判三第345号刑事局長通達「公職選挙法違反事件の統計報告について」に基づく平成30年分の報告を下記のとおり集計しました。

記

1 処理状況

第1表	第一審における処理状況	(平成26年～30年) 一・地裁・簡裁
第2表	第一審における選挙の種類別処理状況	(平成26年～30年) 一・地裁・簡裁
〔参考グラフ〕通常第一審における処理状況の推移		(平成21年～30年) 一・地・簡裁総数
第3表の1	通常第一審における地裁管内別処理状況	(平成30年) 一・地裁
第3表の2	通常第一審における地裁管内別処理状況	(平成30年) 一・簡裁
第3表の3	略式命令請求事件における地裁管内別処理状況	(平成30年) 一・簡裁

2 有罪人員の科刑区分別公民権停止期間

第4表の1	通常第一審における有罪人員(懲役・禁錮)の公民権停止期間	(平成26年～30年) 一・地裁
第4表の2	通常第一審における有罪人員(罰金)の公民権停止期間	(平成26年～30年) 一・地裁・簡裁
第4表の3	略式命令請求事件における有罪人員の公民権停止期間	(平成26年～30年) 一・簡裁
第5表の1	通常第一審における有罪人員(懲役・禁錮)の違反態様別公民権停止期間	(平成30年) 一・地裁
第5表の2	通常第一審における有罪人員(罰金)の違反態様別公民権停止期間	(平成30年) 一・地裁・簡裁
第5表の3	略式命令請求事件における有罪人員の違反態様別公民権停止期間	(平成30年) 一・簡裁
第6表の1	通常第一審における有罪人員(懲役・禁錮)の違反態様別公民権停止期間	(平成26年～30年累計) 一・地裁
第6表の2	通常第一審における有罪人員(罰金)の違反態様別公民権停止期間	(平成26年～30年累計) 一・地裁・簡裁
第6表の3	略式命令請求事件における有罪人員の違反態様別公民権停止期間	(平成26年～30年累計) 一・簡裁

1 処理状況

第1表 第一審における処理状況

(平成26年～30年) 一裁・簡裁

区分 年次	通 常												略 式			
	総 数				地 裁				簡 裁							
	新受 人員	既済 人員	未済 人員	既済率 (%)	新受 人員	既済 人員	未済 人員	既済率 (%)	新受 人員	既済 人員	未済 人員	既済率 (%)	新受 人員	既済 人員	未済 人員	既済率 (%)
平成26年	38	39	19	68.4	35	35	19	64.8	3	4	-	133.3	35	34	1	91.9
27	75	94	1	100.0	73	92	1	100.0	2	2	-	100.0	332	333	-	100.0
28	21	17	5	77.3	21	17	5	77.3	-	-	-	-	68	67	1	98.5
29	12	16	1	94.1	12	16	1	94.1	-	-	-	-	39	37	3	92.5
30	7	1	7	12.5	7	1	7	12.5	-	-	-	-	3	6	-	100.0

(注) 1 延べ人員である。

2 この表は、「平成29年における刑事事件の概況」図表125に相当する。

第2表 第一審における選挙の種類別処理状況

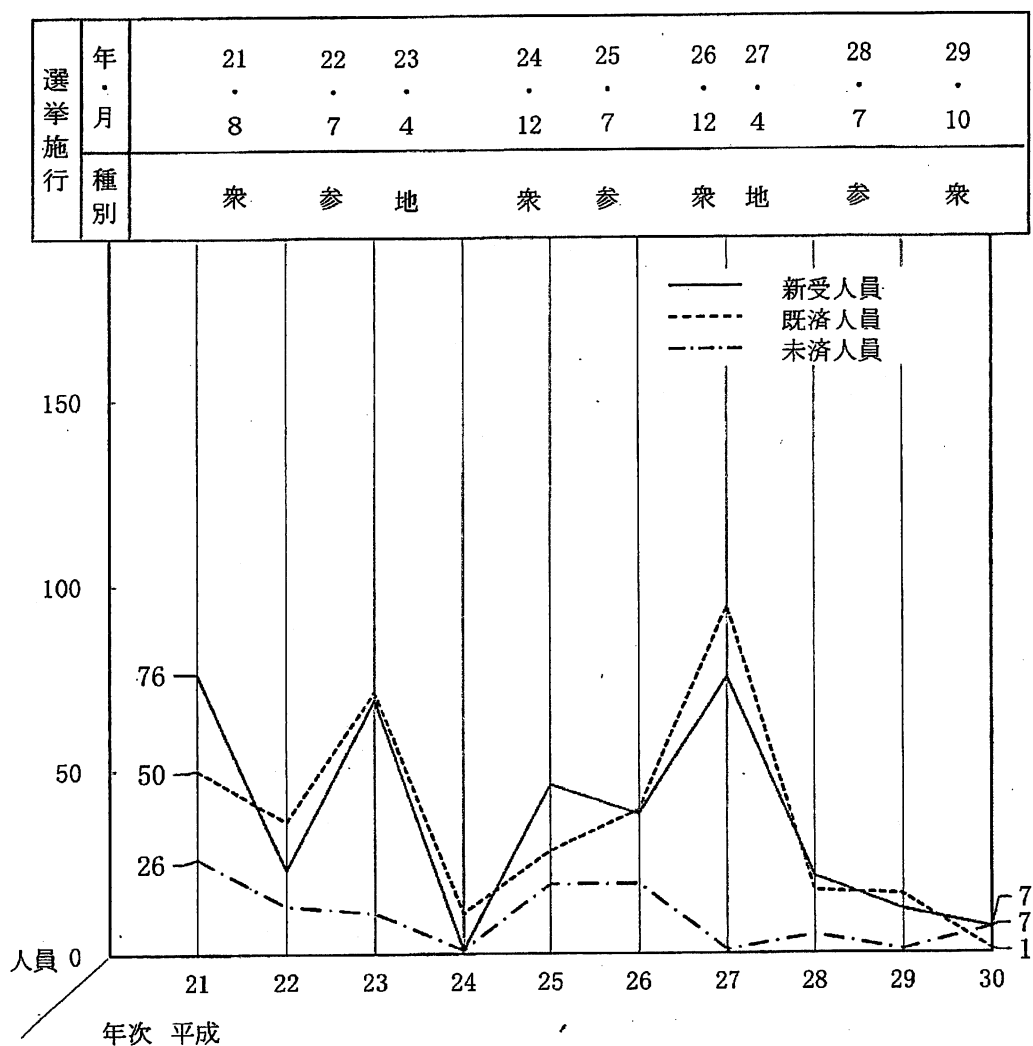
(平成26年～30年) - 地裁・簡裁

選挙の種類	区分 年次	通 常									略 式		
		総 数			地 裁			簡 裁					
		新受 人員	既済 人員	未済 人員	新受 人員	既済 人員	未済 人員	新受 人員	既済 人員	未済 人員	新受 人員	既済 人員	未済 人員
総 数	平成26年	38	39	19	35	35	19	3	4	-	35	34	1
	27	75	94	1	73	92	1	2	2	-	332	333	-
	28	21	17	5	21	17	5	-	-	-	68	67	1
	29	12	16	1	12	16	1	-	-	-	39	37	3
	30	7	1	7	7	1	7	-	-	-	3	6	-
衆議院議員選挙	平成26年	19	5	14	15	1	14	4	4	-	37	37	-
	27	6	7	-	6	7	-	-	-	-	56	56	-
	28	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	29	1	-	1	1	-	1	-	-	-	7	4	3
	30	-	1	-	-	1	-	-	-	-	1	4	-
参議院議員選挙	平成26年	17	15	2	16	14	2	1	1	-	75	73	2
	27	-	3	-	-	3	-	-	-	-	-	-	-
	28	7	6	1	7	6	1	-	-	-	44	44	-
	29	-	1	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-
	30	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
そ の 他	平成26年	10	8	3	10	8	3	-	-	-	25	25	-
	27	69	84	1	67	82	1	2	2	-	276	277	-
	28	14	11	4	14	11	4	-	-	-	24	23	1
	29	11	15	-	11	15	-	-	-	-	32	33	-
	30	7	-	7	7	-	7	-	-	-	2	2	-

(注) 延べ人員である。

〔参考グラフ〕 通常第一審における処理状況の推移

(平成21年～30年) 一・地・簡裁総数



(注) 1 延べ人員である。

2 「衆」とは衆議院議員総選挙を、「参」とは参議院議員通常選挙を、「地」とは統一地方選挙をいう。

3 この図は、「平成29年における刑事事件の概況」図表127に相当する。

第3表の1 通常第一審における地裁管内別処理状況

(平成30年) - 地裁

管内	区分	旧 受 人 員	新 受 人 員	既 済 人 員	うち 有 罪 実 人 員	未 済 人 員
		1	7	1	1	7
総	数					
東	京	-	-	-	-	-
横	浜	-	-	-	-	-
さ	い	-	-	-	-	-
千	た	-	-	-	-	-
水	都	-	-	-	-	-
字	都	-	-	-	-	-
前	都	-	-	-	-	-
静	都	-	-	-	-	-
甲	都	-	-	-	-	-
長	都	-	-	-	-	-
新	都	-	-	-	-	-
大	都	1	-	1	1	-
京	都	-	-	-	-	-
神	都	-	-	-	-	-
奈	都	-	-	-	-	-
大	都	-	-	-	-	-
和	都	-	-	-	-	-
名	都	-	-	-	-	-
	歌	-	-	-	-	-
	古	-	-	-	-	-
	津	-	-	-	-	-
岐	都	-	-	-	-	-
福	都	-	1	-	-	1
金	都	-	-	-	-	-
富	都	-	-	-	-	-
広	都	-	-	-	-	-
山	都	-	1	-	-	1
岡	都	-	-	-	-	-
鳥	都	-	-	-	-	-
松	都	-	-	-	-	-
福	都	-	-	-	-	-
佐	都	-	-	-	-	-
長	都	-	-	-	-	-
大	都	-	-	-	-	-
熊	都	-	-	-	-	-
鹿	都	-	-	-	-	-
宮	都	-	-	-	-	-
那	都	-	-	-	-	-
仙	都	-	-	-	-	-
福	都	-	-	-	-	-
山	都	-	-	-	-	-
盛	都	-	-	-	-	-
秋	都	-	-	-	-	-
青	都	-	-	-	-	-
札	都	-	-	-	-	-
函	都	-	-	-	-	-
旭	都	-	-	-	-	-
釧	都	-	-	-	-	-
高	都	-	5	-	-	5
徳	都	-	-	-	-	-
高	都	-	-	-	-	-
松	都	-	-	-	-	-

(注) 延べ人員である。

第3表の2 通常第一審における地裁管内別処理状況

(平成30年) - 簡裁

管内	区分	旧 受 人 員	新 受 人 員	既 済 人 員	うち 有 罪 実 人 員	未 済 人 員
		数				
総	数	-	-	-	-	-
東	京	-	-	-	-	-
横	浜	-	-	-	-	-
さ	い	-	-	-	-	-
千	た	-	-	-	-	-
水	ま	-	-	-	-	-
字	葉	-	-	-	-	-
前	戸	-	-	-	-	-
静	宮	-	-	-	-	-
甲	橋	-	-	-	-	-
長	岡	-	-	-	-	-
新	府	-	-	-	-	-
大	野	-	-	-	-	-
京	潟	-	-	-	-	-
神	阪	-	-	-	-	-
奈	都	-	-	-	-	-
大	戸	-	-	-	-	-
和	良	-	-	-	-	-
名	津	-	-	-	-	-
	山	-	-	-	-	-
	屋	-	-	-	-	-
	古	-	-	-	-	-
	津	-	-	-	-	-
岐	阜	-	-	-	-	-
福	井	-	-	-	-	-
金	沢	-	-	-	-	-
富	山	-	-	-	-	-
山	島	-	-	-	-	-
岡	口	-	-	-	-	-
鳥	山	-	-	-	-	-
松	取	-	-	-	-	-
福	江	-	-	-	-	-
佐	岡	-	-	-	-	-
長	賀	-	-	-	-	-
大	崎	-	-	-	-	-
熊	分	-	-	-	-	-
鹿	本	-	-	-	-	-
宮	島	-	-	-	-	-
那	崎	-	-	-	-	-
仙	覇	-	-	-	-	-
福	台	-	-	-	-	-
山	島	-	-	-	-	-
盛	形	-	-	-	-	-
秋	岡	-	-	-	-	-
青	田	-	-	-	-	-
札	森	-	-	-	-	-
函	幌	-	-	-	-	-
旭	館	-	-	-	-	-
釧	川	-	-	-	-	-
高	路	-	-	-	-	-
徳	松	-	-	-	-	-
高	島	-	-	-	-	-
松	知	-	-	-	-	-
	山	-	-	-	-	-

(注) 延べ人員である。

第3表の3 略式命令請求事件における地裁管内別処理状況

(平成30年)一簡裁

管内	区分	旧受人員	新受人員	既済人員	うち有罪実人員		未済人員
総	数	3	3	6	6		-
東	京	-	-	-	-	-	-
横	浜	-	-	-	-	-	-
さい	たま	-	-	-	-	-	-
千	葉	-	-	-	-	-	-
水	戸	-	-	-	-	-	-
宇	宮	-	-	-	-	-	-
前	橋	-	-	-	-	-	-
静	岡	-	-	-	-	-	-
甲	府	-	-	-	-	-	-
長	野	-	-	-	-	-	-
新	潟	1	-	1	1	1	-
大	阪	1	1	2	2	2	-
京	都	-	-	-	-	-	-
神	戸	-	-	-	-	-	-
奈	良	-	-	-	-	-	-
大	津	-	-	-	-	-	-
和	山	-	-	-	-	-	-
名	屋	-	-	-	-	-	-
	古	-	-	-	-	-	-
	津	-	-	-	-	-	-
岐	阜	-	-	-	-	-	-
福	井	-	-	-	-	-	-
金	沢	-	-	-	-	-	-
富	山	-	-	-	-	-	-
広	島	-	-	-	-	-	-
山	口	-	-	-	-	-	-
岡	山	-	-	-	-	-	-
鳥	取	-	-	-	-	-	-
松	江	-	-	-	-	-	-
福	岡	-	-	-	-	-	-
佐	賀	-	-	-	-	-	-
長	崎	-	-	-	-	-	-
大	分	-	-	-	-	-	-
熊	本	1	-	1	1	1	-
鹿	島	-	-	-	-	-	-
児	崎	-	-	-	-	-	-
宮	那	-	1	1	1	1	-
那	台	-	-	-	-	-	-
仙	島	-	-	-	-	-	-
福	形	-	-	-	-	-	-
山	岡	-	-	-	-	-	-
盛	田	-	-	-	-	-	-
秋	森	-	-	-	-	-	-
青	幌	-	-	-	-	-	-
札	館	-	-	-	-	-	-
函	川	-	-	-	-	-	-
旭	路	-	1	1	1	1	-
釧	松	-	-	-	-	-	-
高	島	-	-	-	-	-	-
徳	知	-	-	-	-	-	-
高	山	-	-	-	-	-	-
松	山	-	-	-	-	-	-

(注) 延べ人員である。

2 有罪人員の科刑区分別公民権停止期間

第4表の1 通常第一審における有罪人員（懲役・禁錮）の公民権停止期間

(平成26年～30年) 一裁

区分 年次	有 罪 人 員		公民権停止人員		うち 252条4項 による 短縮人員		うち 252条3項 適用人員		公 民 権 停 止 期 間										不停止
	うち 全部執行 猶予		うち 全部執行 猶予				うち 10年		5年超過		5年以下		4年以下		3年以下		2年以下		
平成26年	(95.7)	(100.0)	(95.7)								(95.7)	(91.5)	(4.3)	(4.3)					
	23	22	23	22	-	-	-	-	-	-	22	21	1	1	-	-	-	-	-
27	(96.6)	(100.0)	(96.6)								(86.2)	(82.8)	(12.1)	(12.1)	(1.7)	(1.7)			
	58	56	58	56	-	-	-	-	-	-	50	48	7	7	1	1	-	-	-
28	(92.9)	(100.0)	(92.9)		(7.1)						(64.3)	(57.1)	(7.1)	(7.1)	(21.4)	(21.4)	(7.1)	(7.1)	
	14	13	14	13	1	-	-	-	-	-	9	8	1	1	3	3	1	1	-
29	(100.0)	(100.0)	(100.0)								(88.9)	(88.9)					(11.1)	(11.1)	
	9	9	9	9	-	-	-	-	-	-	8	8	-	-	-	-	1	1	-
30	(100.0)	(100.0)	(100.0)												(100.0)	(100.0)			
	1	1	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	-	-
5年間 累 計	(96.2)	(100.0)	(96.2)		(1.0)						(84.8)	(81.0)	(8.6)	(8.6)	(4.8)	(4.8)	(1.9)	(1.9)	
	105	101	105	101	1	-	-	-	-	-	89	85	9	9	5	5	2	2	-

(注) 1 実人員である。

2 () 内は、有罪人員に対する%である。

3 一部執行猶予の言渡しを受けた人員はなかった。

第4表の2 通常第一審における有罪人員（罰金）の公民権停止期間

(平成26年～30年) - 地裁・簡裁

裁判所 区分 年次		有 罪 人 員 うち 全部執行 猶予	公民権停止人員		公 民 権 停 止 期 間					不 停 止
			うち 252条4項 による 短縮人員	うち 252条3項 適用人員	5 年超過 うち 1 0 年	5 年以下 うち 全部執行 猶予	4 年以下 うち 全部執行 猶予	3 年以下 うち 全部執行 猶予	2 年以下 うち 全部執行 猶予	
地 裁	平成26年	4 -	(100.0) 4 -	(75.0) 3 -	- -	(25.0) 1 -	- -	(50.0) 2 -	(25.0) 1 -	-
	27	8 -	(75.0) 6 -	(25.0) 2 -	- -	(50.0) 4 -	(25.0) 2 -	- -	- -	(25.0) 2
	28	3 -	(100.0) 3 -	(33.3) 1 -	- -	(33.3) 1 -	(33.3) 1 -	(33.3) 1 -	- -	-
	29	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	-
	30	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	-
簡 裁	平成26年	4 -	(100.0) 4 -	(25.0) 1 -	- -	(75.0) 3 -	- -	- -	(25.0) 1 -	-
	27	2 -	(100.0) 2 -	(100.0) 2 -	- -	- -	- -	(100.0) 2 -	- -	-
	28	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	-
	29	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	-
	30	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	-
5 年 間 累 計		21 -	(90.5) 19 -	(42.9) 9 -	- -	(42.9) 9 -	(14.3) 3 -	(23.8) 5 -	(9.5) 2 -	(9.5) 2

- (注) 1 当刑事局への個別報告による実人員である。
 2 () 内は、有罪人員に対する%である。
 3 一部執行猶予の言渡しを受けた人員はなかった。

第4表の3 略式命令請求事件における有罪人員の公民権停止期間

(平成26年～30年) - 簡裁

区分 年次	有 罪 人 員 うち 全部執行 猶予	公民権停止人員		公 民 権 停 止 期 間					不 停 止
		うち 全部執行 猶予	うち 252条4項 による 短縮人員 うち 252条3項 適用人員	5年超過 うち 10年	5年以下 うち 全部執行 猶予	4年以下 うち 全部執行 猶予	3年以下 うち 全部執行 猶予	2年以下 うち 全部執行 猶予	
平成26年	34 -	(100.0) 34 -	(2.9) 1 -	- -	(97.1) 33 -	- -	(2.9) 1 -	- -	-
27	333 -	(97.6) 325 -	(21.9) 73 -	- -	(72.7) 242 -	(16.5) 55 -	(8.4) 28 -	- -	(2.4) 8
28	66 -	(97.0) 64 -	(9.1) 6 -	- -	(77.3) 51 -	- -	(19.7) 13 -	- -	(3.0) 2
29	37 -	(100.0) 37 -	(5.4) 2 -	- -	(89.2) 33 -	(2.7) 1 -	(8.1) 3 -	- -	-
30	6 -	(83.3) 5 -	(50.0) 3 -	- -	(33.3) 2 -	(16.7) 1 -	(33.3) 2 -	- -	(16.7) 1
5年間 累 計	476 -	(97.7) 465 -	(17.9) 85 -	- -	(75.8) 361 -	(12.0) 57 -	(9.9) 47 -	- -	(2.3) 11

(注) 1 当刑事局への個別報告による実人員である。

2 () 内は、有罪人員に対する%である。

3 一部執行猶予の言渡しを受けた人員はなかった。

第5表の1 通常第一審における有罪人員（懲役・禁錮）の違反態様別公民権停止期間

(平成30年) 一 地裁

違反態様	区分	有 罪 人 員	公民権停止人員		公 民 権 停 止 期 間					不停止			
			うち 252条4項 による 短縮人員	うち 252条3項 適用人員	5 年 超 過	5 年 以 下	4 年 以 下	3 年 以 下	2 年 以 下				
					うち 10年	うち 全部執行 猶予	うち 全部執行 猶予	うち 全部執行 猶予	うち 全部執行 猶予				
総 数		(100.0) 1 1	(100.0) 1 1	(100.0) 1 1	- -	- -	- -	- -	(100.0) 1 1	(100.0) 1 1	- -	- -	
買収及び利害誘導罪(221条)		(100.0) 1 1	(100.0) 1 1	(100.0) 1 1	- -	- -	- -	- -	- -	(100.0) 1 1	(100.0) 1 1	- -	- -

(注) 1 当刑事局への個別報告による実人員である。
2 () 内は、各有罪人員に対する%である。
3 一部執行猶予の言渡しを受けた人員はなかった。

第5表の2 通常第一審における有罪人員（罰金）の違反態様別公民権停止期間

(平成30年) - 地裁・簡裁

裁判所	区分	有罪人員 うち 全部執行 猶予	公民権停止人員		公 民 権 停 止 期 間					不停止
			うち 全部執行 猶予	うち 252条4項 による 短縮人員	5年超過 うち 10年	5年以下 うち 全部執行 猶予	4年以下 うち 全部執行 猶予	3年以下 うち 全部執行 猶予	2年以下 うち 全部執行 猶予	
	違反態様									
	地・簡裁総数	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地裁	地 裁 総 数	-	-	-	-	-	-	-	-	-
簡裁	簡 裁 総 数	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(注) 当刑事局への個別報告による実人員である。

第5表の3 略式命令請求事件における有罪人員の違反態様別公民権停止期間

(平成30年) - 簡裁

違反態様	区分	有 罪 人 員 うち 全部執行 猶予	公民権停止人員		公 民 権 停 止 期 間					不停止
			うち 全部執行 猶予	うち 252条4項 による 短縮人員	5 年 超 過	5 年 以 下	4 年 以 下	3 年 以 下	2 年 以 下	
					うち 10年	うち 全部執行 猶予	うち 全部執行 猶予	うち 全部執行 猶予	うち 全部執行 猶予	
総	数	6 -	(83.3) 5 -	(50.0) 3 -	- -	(33.3) 2 -	(16.7) 1 -	(33.3) 2 -	- -	(16.7) 1 -
買収及び利害誘導罪(221条)		2 -	(50.0) 1 -	(50.0) 1 -	- -	- -	(50.0) 1 -	- -	- -	(50.0) 1 -
選挙の自由妨害罪(225条)		1 -	(100.0) 1 -	- -	- -	(100.0) 1 -	- -	- -	- -	-
詐偽投票及び投票偽造, 増減罪(237条)		1 -	(100.0) 1 -	(100.0) 1 -	- -	- -	- -	(100.0) 1 -	- -	-
選挙運動に関する各種制限違反 その1(243条)		2 -	(100.0) 2 -	(50.0) 1 -	- -	(50.0) 1 -	- -	(50.0) 1 -	- -	-

(注) 1 当刑事局への個別報告による実人員である。
2 () 内は, 各有罪人員に対する%である。
3 一部執行猶予の言渡しを受けた人員はなかった。

第6表の1 通常第一審における有罪人員（懲役・禁錮）の違反態様別公民権停止期間

(平成26年～30年累計) - 地裁

違反態様	区分	有罪人員		公民権停止人員		公 民 権 停 止 期 間										不停止
						5 年 超 過	5 年 以 下		4 年 以 下		3 年 以 下		2 年 以 下			
		うち 全部執行 猶予	うち 全部執行 猶予	うち 252条4項 による 短縮人員	うち 252条3項 適用人員	うち 10年	うち 全部執行 猶予	うち 全部執行 猶予	うち 全部執行 猶予	うち 全部執行 猶予	うち 全部執行 猶予	うち 全部執行 猶予	うち 全部執行 猶予			
総 数		(96.2) 105 101	(100.0) 105 101	(96.2) 1 1	(1.0) -	- -	(84.8) 89 85	(81.0) 85 85	(8.6) 9 9	(8.6) 9 9	(4.8) 5 5	(4.8) 5 5	(1.9) 2 2	(1.9) 2 2	- -	
買収及び利害誘導罪(221条)		(100.0) 89 89	(100.0) 89 89	(100.0) 89 89	(1.1) 1 1	- -	(85.4) 76 76	(85.4) 76 76	(7.9) 7 7	(7.9) 7 7	(5.6) 5 5	(5.6) 5 5	(1.1) 1 1	(1.1) 1 1	- -	
選挙の自由妨害罪(225条)		(50.0) 48 4	(100.0) 8 8	(50.0) 4 4	- -	- -	(87.5) 7 3	(37.5) 3 3	- -	- -	- -	- -	(12.5) 1 1	(12.5) 1 1	- -	
虚偽事項の公表罪(235条)		(100.0) 3 3	(100.0) 3 3	(100.0) 3 3	- -	- -	(100.0) 3 3	(100.0) 3 3	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	
詐偽投票及び投票偽造、増減罪(237条)		(100.0) 5 5	(100.0) 5 5	(100.0) 5 5	- -	- -	(60.0) 3 3	(60.0) 3 3	(40.0) 2 2	(40.0) 2 2	- -	- -	- -	- -	- -	

- (注) 1 当刑事局への個別報告による実人員である。
2 () 内は、各有罪人員に対する%である。
3 一部執行猶予の言渡しを受けた人員はなかった。

第6表の2 通常第一審における有罪人員（罰金）の違反態様別公民権停止期間

（平成26年～30年累計）—地裁・簡裁

区分		有罪人員	公民権停止人員	公 民 権 停 止 期 間						不停止
				うち 252条4項 による 短縮人員	うち 252条3項 適用人員	5 年 超 過	5 年 以 下	4 年 以 下	3 年 以 下	
裁判所	違反態様	うち 全部執行 猶予	うち 全部執行 猶予		うち 10年	うち 全部執行 猶予	うち 全部執行 猶予	うち 全部執行 猶予	うち 全部執行 猶予	
地・簡裁総数		- 21 -	(90.5) 19	(42.9) 9	-	(42.9) 9	(14.3) 3	(23.8) 5	(9.5) 2	(9.5) 2
地 裁	地 裁 総 数	15	(86.7) 13	(40.0) 6	-	(40.0) 6	(20.0) 3	(20.0) 3	(6.7) 1	(13.3) 2
	買収及び利害誘導罪(221条)	9	(88.9) 8	(33.3) 3	-	(44.4) 4	(33.3) 3	(11.1) 1	-	(11.1) 1
	選挙の自由妨害罪(225条)	3	(66.7) 2	(33.3) 1	-	(33.3) 1	-	(33.3) 1	-	(33.3) 1
	投票干渉罪(228条)	1	(100.0) 1	-	-	(100.0) 1	-	-	-	-
	選挙運動に関する各種制限違反 その1(243条)	2	(100.0) 2	(100.0) 2	-	-	-	(50.0) 1	(50.0) 1	-
簡 裁	簡 裁 総 数	6	(100.0) 6	(50.0) 3	-	(50.0) 3	-	(33.3) 2	(16.7) 1	-
	買収及び利害誘導罪(221条)	3	(100.0) 3	-	-	(100.0) 3	-	-	-	-
	凶器携帯罪(231条)	1	(100.0) 1	(100.0) 1	-	-	-	(100.0) 1	-	-
	選挙運動に関する各種制限違反 その1(243条)	1	(100.0) 1	(100.0) 1	-	-	-	-	(100.0) 1	-
	寄附の制限違反(248条,249 条,249条の2～249条の4)	1	(100.0) 1	(100.0) 1	-	-	-	(100.0) 1	-	-

- (注) 1 当刑事局への個別報告による実人員である。
2 () 内は、各有罪人員に対する%である。
3 一部執行猶予の言渡しを受けた人員はなかった。

第6表の3 略式命令請求事件における有罪人員の違反態様別公民権停止期間

(平成26年～30年累計) - 簡裁

区分	有 罪 人 員	公民権停止人員	公 民 権 停 止 期 間						不停止
			うち 252条4項 による 短縮人員	うち 252条3項適 用人員	5 年 超 過 うち 10年	5 年 以 下 うち 全部執行猶 予	4 年 以 下 うち 全部執行猶 予	3 年 以 下 うち 全部執行猶 予	
違反態様	うち 全部執行猶 予	うち 全部執行猶 予							
総 数	476	(97.7) 465	(17.9) 85	-	(75.8) 361	(12.0) 57	(9.9) 47	-	(2.3) 11
買収及び利害誘導罪(221条)	296	(99.7) 295	(20.6) 61	-	(78.0) 231	(18.9) 56	(2.7) 8	-	(0.3) 1
多数人買収及び多数人利害誘導罪(222条)	6	(100.0) 6	-	-	-	-	(100.0) 6	-	-
選挙の自由妨害罪(225条)	55	(92.7) 51	(20.0) 11	-	(63.6) 35	(1.8) 1	(27.3) 15	-	(7.3) 4
投票干渉罪(228条)	8	(100.0) 8	-	-	(87.5) 7	-	(12.5) 1	-	-
凶器携帯罪(231条)	1	(100.0) 1	-	-	(100.0) 1	-	-	-	-
虚偽事項の公表罪(235条)	1	(100.0) 1	-	-	(100.0) 1	-	-	-	-
詐偽登録、虚偽宣言罪等(236条)	1	(100.0) 1	-	-	(100.0) 1	-	-	-	-
詐偽投票及び投票偽造、増減罪(237条)	46	(93.5) 43	(8.7) 4	-	(82.6) 38	-	(10.9) 5	-	(6.5) 3
代理投票における記載義務違反(237条の2)	3	(66.7) 2	-	-	(33.3) 1	-	(33.3) 1	-	(33.3) 1
事前運動禁止違反(239条1項1号1段)	3	(100.0) 3	-	-	(100.0) 3	-	-	-	-
選挙権及び被選挙権を有しない者の選挙運動禁止違反(239条1項1号4段)	5	(100.0) 5	-	-	(100.0) 5	-	-	-	-
戸別訪問禁止違反(239条1項3号)	2	(100.0) 2	-	-	(100.0) 2	-	-	-	-
公務員等の地位利用による選挙運動の禁止違反(239条の2第2項)	1	(100.0) 1	-	-	(100.0) 1	-	-	-	-
特定公務員等の選挙運動の禁止違反(241条2号)	11	(90.9) 10	(36.4) 4	-	(63.6) 7	-	(27.3) 3	-	(9.1) 1
選挙運動に関する各種制限違反その1(243条)	32	(100.0) 32	(12.5) 4	-	(78.1) 25	-	(21.9) 7	-	-
選挙運動に関する各種制限違反その2(244条)	1	-	-	-	-	-	-	-	(100.0) 1
選挙運動に関する収入及び支出の規制違反(246条)	1	(100.0) 1	-	-	(100.0) 1	-	-	-	-
寄附の制限違反(248条,249条,249条の2～249条の4)	3	(100.0) 3	(33.3) 1	-	(66.7) 2	-	(33.3) 1	-	-

(注) 1 当刑事局への個別報告による実人員である。

2 () 内は、各有罪人員に対する%である。

3 一部執行猶予の言渡しを受けた人員はなかった。